

先帝コトナル御恙モ渡ラセ給ハヌニ押オロシ給ヒケルコソ淺マシケレ、依テ一院鳥羽新院父子ノ御中快カラズトゾ聞エシ、誠ニ御心ナラズ御位ヲサラセ給ヘリ、

〔増鏡おぎろの下〕永治のむかし、鳥羽の法皇まゆとく院の御心もゆかぬにおろし聞えて、近衛院をすゑたてまつり給ひし時は、御門崇いみぢうまぶらせ給ひて、その夜になるまで、勅使をたびくたてまゐらせ給ひて、内侍所けんじなまをもちわたしかねさせ給へりしぞかし、さてその御いさどほりのすゑにてこそ、ほうげんのみだれもひきいで給へりし、

〔神皇正統記六條〕諱は順仁、二條の太子、略天下を治め給ふ事三年、上皇白河世をまらせ給ひしは、二條の御門本より心よからぬ御事なりしゆゑにや、いつしか讓國の事ありき、御元服などもなくて、十三歳にて、世をはやくしましゝき、

〔續世繼三花圖の句ひ〕世をたもたせ給事、三年にやおはしますらむ、六一院白河おぼしめしおきつる事にて、どうぐう倉高に位をゆづり奉りて、まだおさなくおはしますに、太上天皇と申もいとやんどとなし、

〔玉海〕仁安三年二月十六日己酉、亥刻許或人告送云、來十九日可有讓位事、六一院於閑院可有其事云云、十七日庚戌、未刻許參東宮、相合女房談讓位事等、昨日俄出來事云々、上皇白河有思召事、御出家事且因之令急給、

○按ズルニ、此文ニ依レバ、後白河上皇將ニ出家セントシテ、六條天皇ノ御讓位ヲ急ニセラレシモノ、如シ、

〔増鏡おぎろの下〕承元二年になりぬ、十二月廿五日、二の宮順御かうぶりし給ふ、修明門院子重の御はらなり、この御子を、院鳥羽後かぎりなくかなしき物に思ひ聞えさせ給へれば、にくきよらをつくし、いつくしうもてかしづきたてまつり給事なめならず、つひにおなじ四年十一月